

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時
における防護措置の基本的な考え方について

令和2年6月2日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

今般の新型コロナウイルスのような感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。

そのため、原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととする。

その上で、標記における防護措置の基本的な考え方は、下記の通りであり、各道府県においては、各地域の実情を踏まえつつ、当面の対応及び避難計画等の見直しにおける参考とされたい。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症を超えるような感染症の蔓延時における対応については、必要に応じ、別途検討を行っていく。

記

- 感染症流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行うこととなる。
 - 具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
 - 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わない。
 - 自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難する。
- ※ なお、避難所における感染症防止対策については、基本的に、自然災害の場合と原子力災害の場合とで異なるところはなく、この点に関して新型コロナウイルス感染症対策として内閣府政策統括官（防災担当）等の発出した通知文書（別添参照）は、原子力災害の場合にも、原則適用される。

以上

おながわ
**女川地域の緊急時対応
(全体版)**

おながわ
女川地域原子力防災協議会

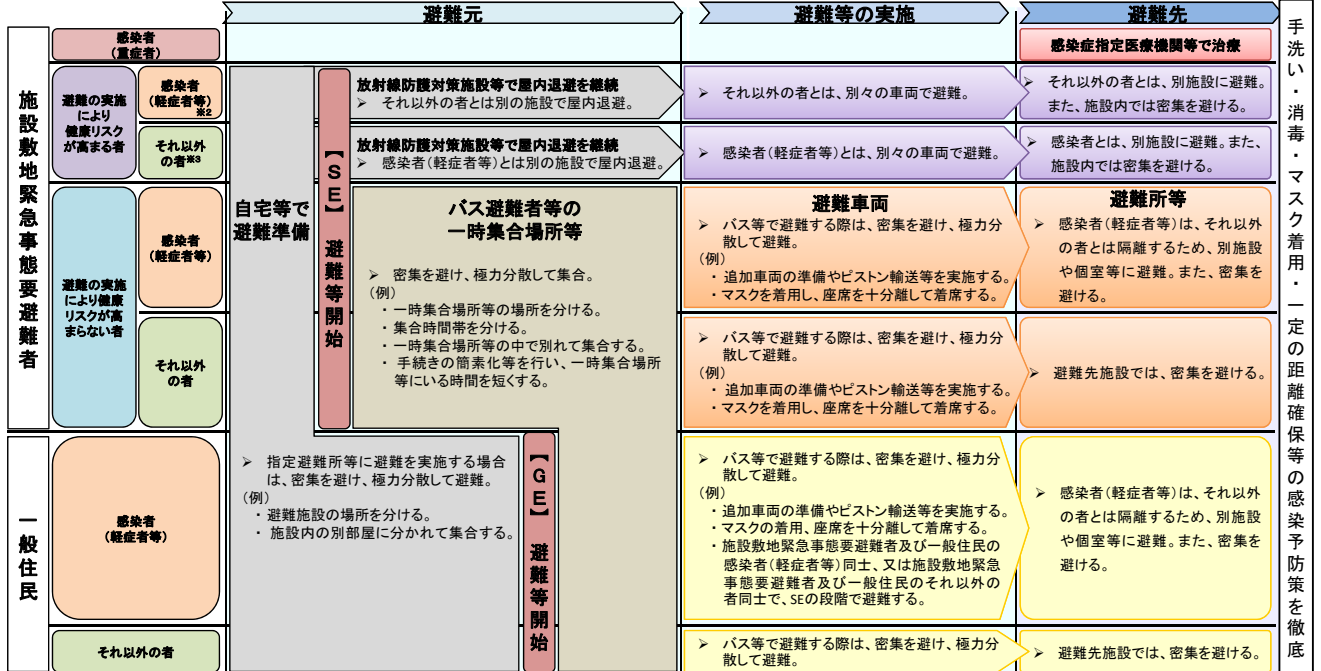
目次

| | |
|--|--------|
| 1. はじめに | P. 3 |
| 2. <small>おながわ</small> 女川地域の概要 | P. 5 |
| 3. 緊急事態における対応体制 | P. 10 |
| 4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応 | P. 22 |
| 5. PAZ内の全面緊急事態における対応 | P. 46 |
| 6. <small>おしか</small> 準PAZ内の牡鹿半島における対応 | P. 57 |
| 7. 準PAZ内の離島における対応 | P. 77 |
| 8. UPZ内における対応 | P. 98 |
| 9. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制 | P. 136 |
| 10. 緊急時モニタリングの実施体制 | P. 148 |
| 11. 原子力災害時の医療等の実施体制 | P. 157 |
| 12. 国の実動組織の支援体制 | P. 167 |

感染症※1の流行下でのPAZ内の防護措置

- ▶ 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- ▶ 具体的には、PAZ内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ▶ 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)>

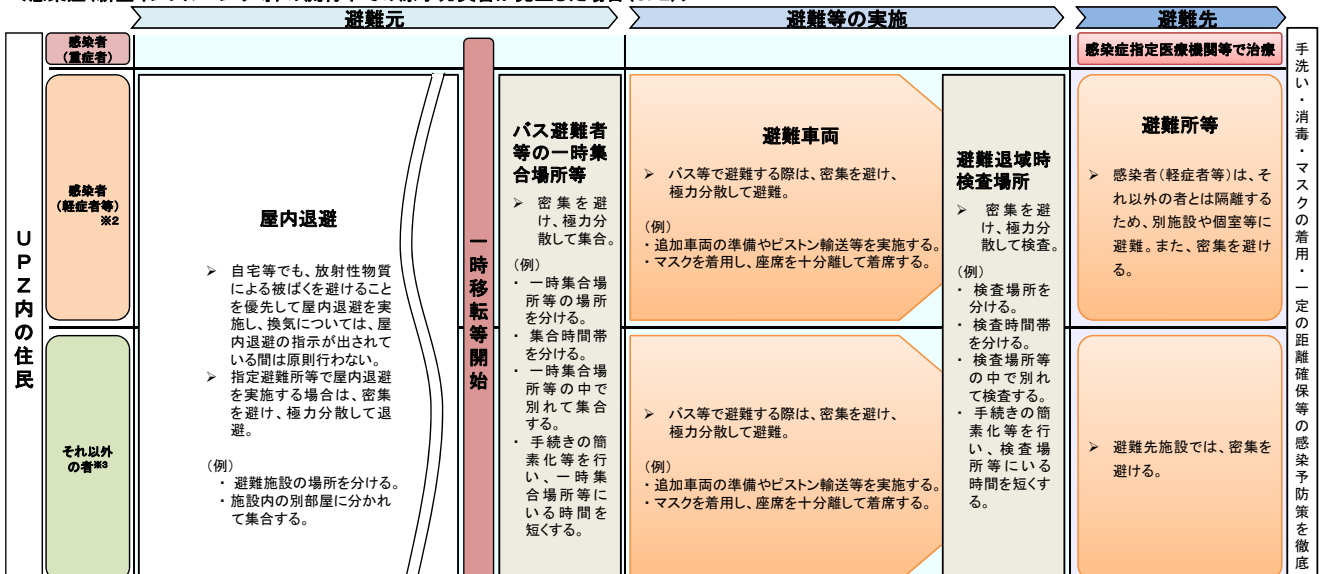


※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- ▶ 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- ▶ 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ▶ 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- ▶ 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

令和2年7月21日
新潟県防災局原子力安全対策課

令和元年度新潟県原子力防災訓練について

1 目的

- (1) 新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、国、県、市町村及び防災関係機関の相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を図る。
- (2) 住民の参加により、新潟県原子力災害広域避難計画の検証及び原子力災害発生時の避難対応力の向上を図るとともに、原子力防災に対する理解の向上を図る。

2 実施日

(1) 本部運営訓練等

令和元年11月8日(金)

(2) 住民避難訓練等

令和元年11月9日(土)

3 参加人数

約166,000人（2日間の延べ人数）

【内 訳】

| 区 分 | 人 数 |
|---|-------------|
| 55 機関〔 県、市町村、内閣府、原子力規制庁、 自衛隊、第九管区海上保安本部、 新潟气象台、東京電力 等 〕 | 約 730 人 |
| 避難・一時移転訓練参加住民 | 約 440 人 |
| 屋内退避訓練対象住民 | 約 165,000 人 |

4 訓練想定

柏崎市、刈羽村等で震度6強の地震が発生し、唯一運転中の柏崎刈羽原子力発電所7号機において、原子炉が自動停止。炉心冷却機能の一部が喪失し施設敷地緊急事態となり、さらに同機能が喪失し、全面緊急事態となる。

その後、炉心が損傷し、放射性物質が放出され、一時移転が必要な空間放射線量率の上昇が認められた状況になる。

5 訓練内容

(1) 本部運営訓練等

県庁、柏崎刈羽原子力防災センター、関係機関において、以下の訓練を実施。

県災害対策本部等運営訓練においては、地震被害への対応とともに、施設敷地緊急事態への進展に備えた対応や、全面緊急事態に進展した後の対応等について訓練を実施。

- ① 県災害対策本部等運営訓練
- ② 現地災害対策本部運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練

(2) 住民避難訓練等

県内各訓練会場において、住民参加により避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の緊急配布・予防服用、スクリーニングなど、以下の訓練を実施。

- ⑤ P A Z 内放射線防護対策施設の屋内退避訓練
- ⑥ P A Z 内住民の避難訓練
- ⑦ U P Z 内住民の屋内退避訓練
- ⑧ U P Z 内住民の一時移転訓練
- ⑨ 安定ヨウ素剤緊急配布・予防服用訓練
- ⑩ スクリーニング・簡易除染訓練
- ⑪ 交通規制訓練
- ⑫ 広報活動訓練
- ⑬ 道路啓開等関係機関による個別訓練

令和2年7月21日
新潟県防災局原子力安全対策課

令和2年度新潟県原子力防災訓練について

原子力災害時における対応力の更なる向上を図るため、様々な場面を想定し、下記のとおり総合訓練及び個別訓練を実施する予定。

1 総合訓練

| | |
|-----------------------------------|---|
| 本部運営訓練 10月20日(火) | 場 所 ：県庁、柏崎刈羽原子力防災センター、県内各会場 参加機関 ：県、市町村、内閣府、原子力規制庁、防災関係機関、東京電力など |
| 住民避難訓練 10月24日(土) | 内 容 ：柏崎刈羽原発の事故を想定し、県災害対策本部において対処方針を決定する本部運営訓練や、住民避難、屋内退避、スクリーニング等の住民避難訓練を行う。 |

2 個別訓練

| | |
|------------------------------------|--|
| モニタリング訓練 6月30日(火) | 場 所 ：県放射線監視センター（柏崎市内） 参加機関 ：県、国、東京電力など 内 容 ：緊急時モニタリングに関わる職員の測定技術等の習熟を図るため、走行モニタリング、環境試料採取等の訓練を実施。 |
| スクリーニング訓練 7月（調整中） | 場 所 ：魚沼・湯沢方面 参加機関 ：県、市町村、国、東京電力など 内 容 ：UPZ住民の避難を想定したスクリーニング訓練を行う。 |
| 船舶避難訓練 8月（調整中） | 場 所 ：柏崎港 参加機関 ：県、市町村、海上自衛隊、第九管区海上保安本部など 内 容 ：陸路での迅速な避難が地震等により困難な場合を想定した海自・海保艦艇による海路避難訓練を行う。 |
| 冬季避難訓練 冬季（調整中） | 場 所 等 ：調整中 内 容 ：積雪時の住民避難を想定し悪天候時における対応能力向上に向けた訓練を行う。 |

3 その他

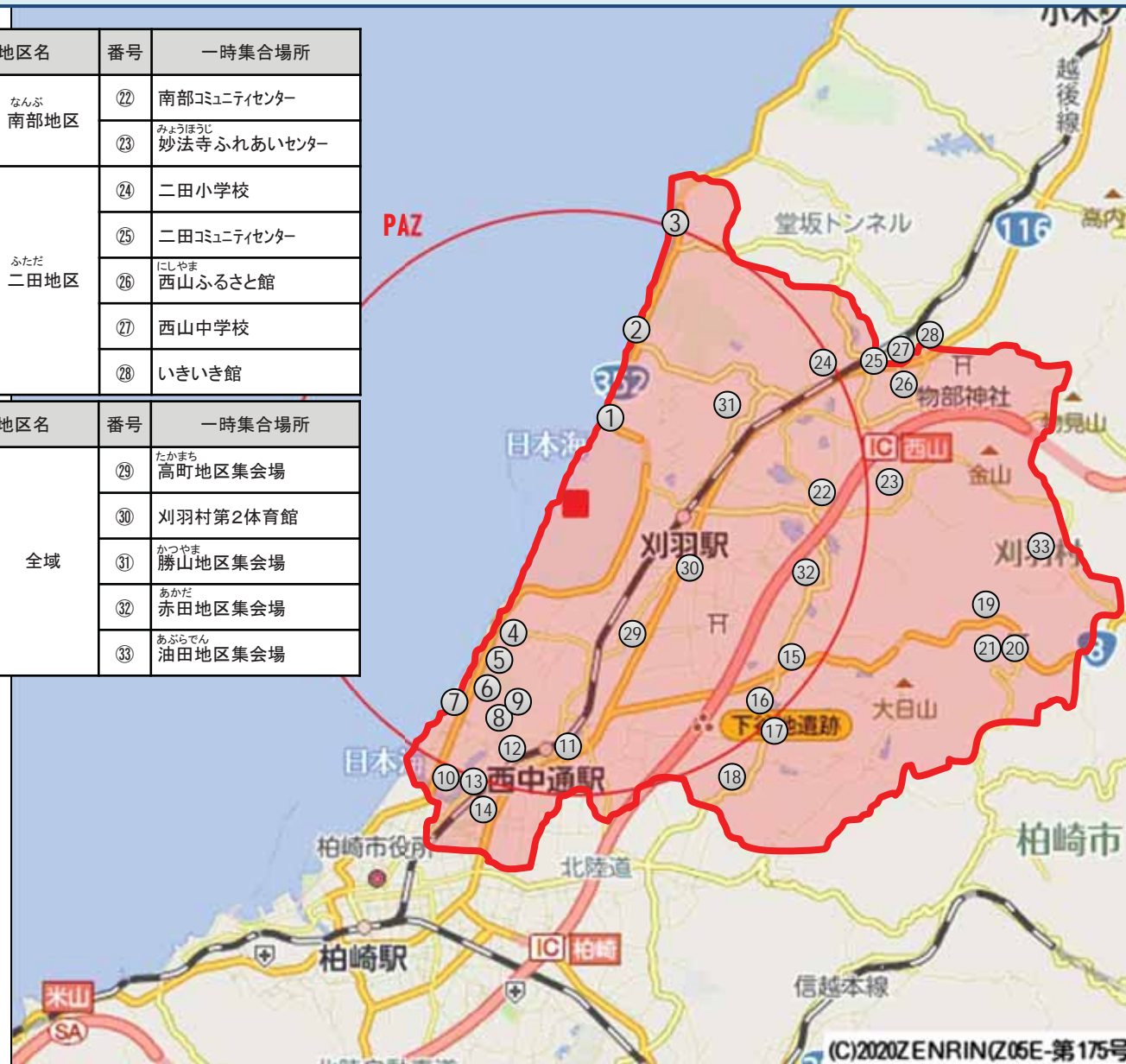
訓練は、新型コロナウイルス感染症対策に留意して実施し、感染状況に応じ中止または延期する場合がある。

PAZ内の一時集合場所

➤ バス等により避難する住民は、一時集合場所に集合し、その後、避難経路所を経由して避難先へ移動する。

| 地区名 | 番号 | 一時集合場所 |
|-----------------|----|-------------------|
| たかはま 高浜地区 | ① | おおみなと 大湊集会場 |
| | | 高浜コミュニティセンター |
| | ③ | しいや 椎谷ふれあいセンター |
| あらはま 荒浜地区 | ④ | 荒浜コミュニティセンター |
| | ⑤ | 柏崎原子力広報センター |
| | ⑥ | 荒浜小学校 |
| まつなみ 松波地区 | ⑦ | まつはま 松浜中学校 |
| | ⑧ | さざなみ学園 |
| | ⑨ | はまなす特別支援学校 |
| にしなだおり 西中通地区 | ⑩ | 松波コミュニティセンター |
| | ⑪ | ひよし 日吉小学校 |
| | ⑫ | 西中通コミュニティセンター |
| なかどおり 中通地区 | ⑬ | まきはら 榎原小学校 |
| | ⑭ | みずほ 瑞穂中学校 |
| | ⑮ | 中越農業共済柏崎センター |
| | ⑯ | 中通コミュニティセンター |
| | ⑰ | よしい 吉井総合センター |
| | ⑱ | やた 矢田集落センター |
| | ⑲ | こぐるす 小黒須公会堂 |
| | ⑳ | いかづち 五十土公会堂 |
| | ㉑ | なりきわ 成沢公会堂 |

| 地区名 | 番号 | 一時集合場所 |
|-------------|----|-----------------------|
| なんぶ 南部地区 | ㉒ | 南部コミュニティセンター |
| | ㉓ | みょうほうじ 妙法寺ふれあいセンター |
| | ㉔ | 二田小学校 |
| | ㉕ | 二田コミュニティセンター |
| ふただ 二田地区 | ㉖ | にしやま 西山ふるさと館 |
| | ㉗ | 西山中学校 |
| | ㉘ | いきいき館 |
| | | |
| 地区名 | 番号 | 一時集合場所 |
| 刈羽村 全域 | ㉙ | たかまち 高町地区集会場 |
| | ㉚ | 刈羽村第2体育館 |
| | ㉛ | かつやま 勝山地区集会場 |
| | ㉜ | あかだ 赤田地区集会場 |
| | ㉝ | あぶらでん 油田地区集会場 |



PAZ内における施設敷地緊急事態でのバス順路等

- PAZ内の住民のうち施設敷地緊急事態で一時集合場所からバスにより避難する者及びその支援者の想定人数は合計494人。
- 33箇所の一時的集合場所を設置し、避難行動要支援者等は、あらかじめ指定された一時集合場所に集合し避難を実施。

| 番号 | 一時集合場所(柏崎市) | 想定人数 | バス必要台数 |
|----|----------------------|------|--------|
| ① | おおみなと大湊集会場 | 45人 | 台 |
| ② | たかはま高浜コミュニティセンター | | |
| ③ | しいや椎谷ふれあいセンター | 39人 | 台 |
| ④ | あらはま荒浜コミュニティセンター | | |
| ⑤ | 柏崎原子力広報センター | 85人 | 2台 |
| ⑥ | 荒浜小学校 | | |
| ⑦ | まつはま松浜中学校 | 8人 | 3台 |
| ⑧ | さざなみ学園 | | |
| ⑨ | はまなす特別支援学校 | 46人 | 2台 |
| ⑩ | まつなみ松波コミュニティセンター | | |
| ⑪ | ひよし日吉小学校 | 46人 | 2台 |
| ⑫ | にしなかどおり西中通コミュニティセンター | | |
| ⑬ | まきはら榎原小学校 | 46人 | 2台 |
| ⑭ | みずほ瑞穂中学校 | | |
| 合計 | | 390人 | 台 |

| 番号 | 一時集合場所(柏崎市) | 想定人数 | バス必要台数 |
|----|-------------------|------|--------|
| ⑮ | 中越農業共済柏崎センター | 31人 | 台 |
| ⑯ | なかどおり中通コミュニティセンター | | |
| ⑰ | よしい吉井総合センター | | |
| ⑱ | やた矢田集落センター | | |
| ⑲ | こぐるす小黒須公会堂 | ●人 | 台 |
| ⑳ | いかづち五十土公会堂 | | |
| ㉑ | なりきわ成沢公会堂 | | |
| ㉒ | なんぶ南部コミュニティセンター | 26人 | 台 |
| ㉓ | みょうほうじ妙法寺ふれあいセンター | | |
| ㉔ | ふただ二田小学校 | 46人 | 2台 |
| ㉕ | 二田コミュニティセンター | | |
| ㉖ | にしやま西山ふるさと館 | 46人 | 2台 |
| ㉗ | 西山中学校 | | |
| ㉘ | いきいき館 | 46人 | 2台 |
| 合計 | | | |

| 番号 | 一時集合場所(刈羽村) | 想定人数 | バス必要台数 |
|----|--------------|------|--------|
| ㉙ | たかまち高町地区集会場 | 32人 | 台 |
| ㉚ | 刈羽村第2体育館 | 35人 | 台 |
| ㉛ | かつやま勝山地区集会場 | 6人 | 台 |
| ㉜ | あかだ赤田地区集会場 | 5人 | 台 |
| ㉝ | あぶらでん油田地区集会場 | 6人 | 台 |
| 合計 | | 4人 | 5台 |

＜柏崎市のバス順路＞

- ①→②→③
④→⑤→⑥
⑦→⑧・⑨→⑩
⑪→⑫→⑬→⑭
- ⑮→⑯→⑰→⑱
⑲→⑳→㉑
㉒→㉓
㉔→㉕→㉖→㉗→㉘

＜刈羽村のバス順路＞

一時集合場所⑳、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝にそれぞれ向かう。

※ 学校・保育所、社会福祉施設については、各施設に必要な台数を配車する。【P●参照】

